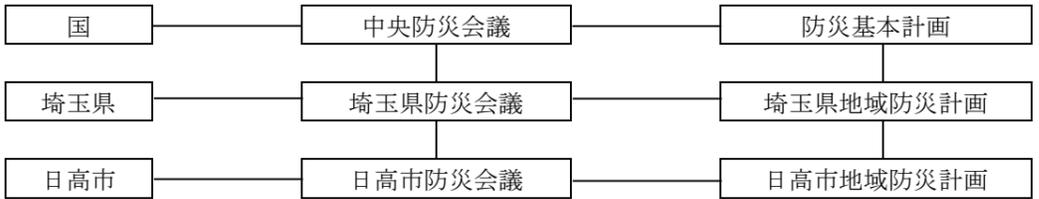
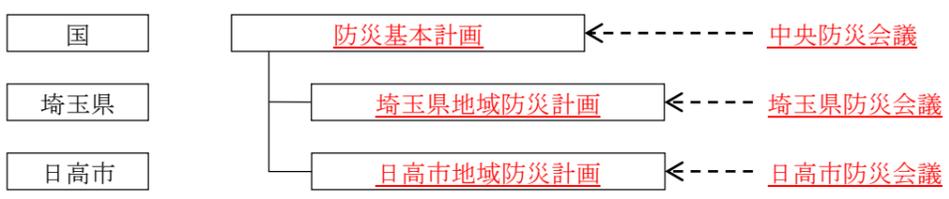


該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案																																																				
p. 3	<p><b>第1章 日高市地域防災計画の目的</b>  <b>第1節 計画の趣旨</b>                      (略)</p>	<p><b>第1章 日高市地域防災計画の目的</b>  <b>第1節 計画の趣旨</b>                      (略)</p>																																																				
p. 6	<p><b>第2節 計画の策定及び修正</b>  <b>第1 計画、策定体制</b>                      市は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。                      災害対策基本法によって定められている国、県、市の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。</p> 	<p><b>第2節 計画の策定及び修正</b>  <b>第1 計画、策定体制</b>                      市は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。                      災害対策基本法によって定められている国、県、市の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。</p> 																																																				
p. 8	<p><b>第3節 計画の用語</b>                      この計画において、特に指摘のない場合、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <table border="0"> <tr><td>1 市</td><td>日高市</td></tr> <tr><td>2 市防災計画</td><td>日高市地域防災計画</td></tr> <tr><td>3 県</td><td>埼玉県</td></tr> <tr><td>4 <u>消防局</u></td><td>埼玉西部<u>消防局</u></td></tr> <tr><td>5 消防署</td><td>飯能日高消防署</td></tr> <tr><td>6 消防団</td><td>日高市消防団</td></tr> <tr><td>7 警察</td><td>埼玉県警察本部・飯能警察署</td></tr> <tr><td>8 県防災計画</td><td>埼玉県地域防災計画</td></tr> <tr><td>9 市本部</td><td>日高市災害対策本部</td></tr> <tr><td>10 県本部</td><td>埼玉県災害対策本部</td></tr> <tr><td>11 災対法</td><td>災害対策基本法</td></tr> <tr><td>12 救助法</td><td>災害救助法</td></tr> <tr><td>13 防災関係機関</td><td>市、埼玉西部<u>消防局</u>、日高市消防団、飯能警察署、 国指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、 公共的団体・機関</td></tr> </table>	1 市	日高市	2 市防災計画	日高市地域防災計画	3 県	埼玉県	4 <u>消防局</u>	埼玉西部 <u>消防局</u>	5 消防署	飯能日高消防署	6 消防団	日高市消防団	7 警察	埼玉県警察本部・飯能警察署	8 県防災計画	埼玉県地域防災計画	9 市本部	日高市災害対策本部	10 県本部	埼玉県災害対策本部	11 災対法	災害対策基本法	12 救助法	災害救助法	13 防災関係機関	市、埼玉西部 <u>消防局</u> 、日高市消防団、飯能警察署、 国指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、 公共的団体・機関	<p><b>第3節 計画の用語</b>                      この計画において、特に指摘のない場合、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <table border="0"> <tr><td>1 市</td><td>日高市</td></tr> <tr><td>2 市防災計画</td><td>日高市地域防災計画</td></tr> <tr><td>3 県</td><td>埼玉県</td></tr> <tr><td>4 <u>消防組合</u></td><td>埼玉西部<u>消防組合</u></td></tr> <tr><td>5 消防署</td><td>飯能日高消防署</td></tr> <tr><td>6 消防団</td><td>日高市消防団</td></tr> <tr><td>7 警察</td><td>埼玉県警察本部・飯能警察署</td></tr> <tr><td>8 県防災計画</td><td>埼玉県地域防災計画</td></tr> <tr><td>9 市本部</td><td>日高市災害対策本部</td></tr> <tr><td>10 県本部</td><td>埼玉県災害対策本部</td></tr> <tr><td>11 災対法</td><td>災害対策基本法</td></tr> <tr><td>12 救助法</td><td>災害救助法</td></tr> <tr><td>13 防災関係機関</td><td>市、埼玉西部<u>消防組合</u>、日高市消防団、飯能警察署、 国指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、 公共的団体・機関</td></tr> </table> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(新旧対照表における注意事項)                      上記の修正に伴い、計画の以降のページにおいては原則として以下のとおり修正しています。                      ※「消防局」を「消防組合」に修正                      ※「消防局長」を「消防長」に修正                      ※「消防吏員」・「消防隊員」・「消防署員」・「消防局員」をいずれも「消防職員」に統一して修正                      なお、これらの<u>文言のみ</u>の修正箇所については、同様の修正内容となることから新旧対照表への記載を省略しています。</p> </div>	1 市	日高市	2 市防災計画	日高市地域防災計画	3 県	埼玉県	4 <u>消防組合</u>	埼玉西部 <u>消防組合</u>	5 消防署	飯能日高消防署	6 消防団	日高市消防団	7 警察	埼玉県警察本部・飯能警察署	8 県防災計画	埼玉県地域防災計画	9 市本部	日高市災害対策本部	10 県本部	埼玉県災害対策本部	11 災対法	災害対策基本法	12 救助法	災害救助法	13 防災関係機関	市、埼玉西部 <u>消防組合</u> 、日高市消防団、飯能警察署、 国指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、 公共的団体・機関
1 市	日高市																																																					
2 市防災計画	日高市地域防災計画																																																					
3 県	埼玉県																																																					
4 <u>消防局</u>	埼玉西部 <u>消防局</u>																																																					
5 消防署	飯能日高消防署																																																					
6 消防団	日高市消防団																																																					
7 警察	埼玉県警察本部・飯能警察署																																																					
8 県防災計画	埼玉県地域防災計画																																																					
9 市本部	日高市災害対策本部																																																					
10 県本部	埼玉県災害対策本部																																																					
11 災対法	災害対策基本法																																																					
12 救助法	災害救助法																																																					
13 防災関係機関	市、埼玉西部 <u>消防局</u> 、日高市消防団、飯能警察署、 国指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、 公共的団体・機関																																																					
1 市	日高市																																																					
2 市防災計画	日高市地域防災計画																																																					
3 県	埼玉県																																																					
4 <u>消防組合</u>	埼玉西部 <u>消防組合</u>																																																					
5 消防署	飯能日高消防署																																																					
6 消防団	日高市消防団																																																					
7 警察	埼玉県警察本部・飯能警察署																																																					
8 県防災計画	埼玉県地域防災計画																																																					
9 市本部	日高市災害対策本部																																																					
10 県本部	埼玉県災害対策本部																																																					
11 災対法	災害対策基本法																																																					
12 救助法	災害救助法																																																					
13 防災関係機関	市、埼玉西部 <u>消防組合</u> 、日高市消防団、飯能警察署、 国指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、 公共的団体・機関																																																					
p. 9 p. 10	<p><b>第2章 市域における過去の災害と災害危険性</b>  <b>第1節 市の概要</b>  <b>第2 気 候</b>                      日高市の気候は、一般に四季を通じて穏やかである。  <u>平成17年から26年</u>までの過去10年間では、平均気温<u>14.8</u>℃、最高気温の平均値は<u>27.2</u>℃、最低気温の平均値は<u>5.5</u>℃である。また、平均湿度は<u>70.1</u>%である。                      冬期の寒冷、乾燥が特徴である。また、年平均降水量は<u>1,488</u>mmである。一日の最大降水量は、<u>平成26年の</u></p>	<p><b>第2章 市域における過去の災害と災害危険性</b>  <b>第1節 市の概要</b>  <b>第2 気 候</b>                      日高市の気候は、一般に四季を通じて穏やかである。  <u>平成23年から令和2年</u>までの過去10年間では、平均気温<u>15.1</u>℃、最高気温の平均値は<u>27.7</u>℃、最低気温の平均値は<u>5.6</u>℃である。また、平均湿度は<u>72.1</u>%である。                      冬期の寒冷、乾燥が特徴である。また、年平均降水量は<u>1,515</u>mmである。一日の最大降水量は、<u>令和元年の</u></p>																																																				

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案																																																																																																		
p. 15 p. 16	<p>201.5mmである。（観測：飯能日高消防署）</p> <p><b>第6 活断層</b>  <b>【地震調査研究推進本部が公表した埼玉県内の断層帯の評価の概要】</b></p> <table border="1" data-bbox="273 325 1469 976"> <thead> <tr> <th rowspan="2">断層帯名</th> <th rowspan="2">断層帯を構成する断層</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th>平均活動間隔</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> <th>最新活動時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">立川断層帯</td> <td>立川断層</td> <td rowspan="2">7.4程度</td> <td rowspan="2">0.5%～2%</td> <td rowspan="2">0.8%～4%</td> <td rowspan="2">2%～7%</td> <td>10000年-15000年程度</td> </tr> <tr> <td>名栗断層</td> <td>約20000年-13000年前</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関東平野北西縁断層帯（主部）</td> <td>深谷断層</td> <td rowspan="2">8.0程度</td> <td rowspan="2">ほぼ0%～0.008%</td> <td rowspan="2">ほぼ0%～0.01%</td> <td rowspan="2">ほぼ0%～0.03%</td> <td>13000年-30000年程度</td> </tr> <tr> <td>江南断層</td> <td>約6200年-2500年前</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関東平野北西縁断層帯（平井-榑挽断層帯）</td> <td>平井断層</td> <td rowspan="2">7.1程度</td> <td rowspan="2">不明</td> <td rowspan="2">不明</td> <td rowspan="2">不明</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>神川断層</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>元荒川断層帯（綾瀬川断層）</td> <td colspan="5">上尾市付近を境に北部と南部に分けられ、北部のみが活断層と判断される。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>荒川断層</td> <td colspan="5">活断層ではないと判断される。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	断層帯名	断層帯を構成する断層	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			平均活動間隔	30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期	立川断層帯	立川断層	7.4程度	0.5%～2%	0.8%～4%	2%～7%	10000年-15000年程度	名栗断層	約20000年-13000年前	関東平野北西縁断層帯（主部）	深谷断層	8.0程度	ほぼ0%～0.008%	ほぼ0%～0.01%	ほぼ0%～0.03%	13000年-30000年程度	江南断層	約6200年-2500年前	関東平野北西縁断層帯（平井-榑挽断層帯）	平井断層	7.1程度	不明	不明	不明	不明	神川断層	不明	元荒川断層帯（綾瀬川断層）	上尾市付近を境に北部と南部に分けられ、北部のみが活断層と判断される。						荒川断層	活断層ではないと判断される。						<p>361.5mmである。（観測：飯能日高消防署）</p> <p><b>第6 活断層</b>  <b>【地震調査研究推進本部が公表した埼玉県内の断層帯の評価の概要】</b></p> <table border="1" data-bbox="1558 325 2766 1117"> <thead> <tr> <th rowspan="2">断層帯名</th> <th rowspan="2">断層帯を構成する断層</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th>平均活動間隔</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> <th>最新活動時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立川断層帯</td> <td>立川断層 名栗断層</td> <td>7.4程度</td> <td>0.5%～2%</td> <td>0.8%～4%</td> <td>2%～7%</td> <td>10,000年-15,000年程度 約20,000年-13,000年前</td> </tr> <tr> <td>深谷断層帯</td> <td>主：深谷断層 副：磯部断層、平井断層、神川断層、榑挽断層、江南断層</td> <td>7.9程度</td> <td>ほぼ0%～0.1%</td> <td>ほぼ0%～0.2%</td> <td>ほぼ0%～0.5%</td> <td>10,000-25,000年程度 約6,200年-約5,800年</td> </tr> <tr> <td>綾瀬川断層（鴻巣-伊奈区間）</td> <td>綾瀬川断層</td> <td>7.0程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>45,000年-71,000年程度 約15,000年前 - 約9,000年</td> </tr> <tr> <td>綾瀬川断層（伊奈-川口区間）</td> <td>綾瀬川断層</td> <td>7.0程度</td> <td>不明</td> <td>不明</td> <td>不明</td> <td>不明 不明</td> </tr> <tr> <td>荒川断層</td> <td colspan="5">活断層ではないと判断される。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（令和4年1月13日現在）  <a href="#">立川断層帯の長期評価について（平成15年8月7日、修正：平成17年1月12日）</a>  <a href="#">深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）の長期評価（一部改訂）（平成27年4月24日）</a>  <a href="#">上記、すべて地震調査研究推進本部 地震調査委員会</a></p>	断層帯名	断層帯を構成する断層	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			平均活動間隔	30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期	立川断層帯	立川断層 名栗断層	7.4程度	0.5%～2%	0.8%～4%	2%～7%	10,000年-15,000年程度 約20,000年-13,000年前	深谷断層帯	主：深谷断層 副：磯部断層、平井断層、神川断層、榑挽断層、江南断層	7.9程度	ほぼ0%～0.1%	ほぼ0%～0.2%	ほぼ0%～0.5%	10,000-25,000年程度 約6,200年-約5,800年	綾瀬川断層（鴻巣-伊奈区間）	綾瀬川断層	7.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	45,000年-71,000年程度 約15,000年前 - 約9,000年	綾瀬川断層（伊奈-川口区間）	綾瀬川断層	7.0程度	不明	不明	不明	不明 不明	荒川断層	活断層ではないと判断される。					
断層帯名	断層帯を構成する断層				長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			平均活動間隔																																																																																											
		30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期																																																																																														
立川断層帯	立川断層	7.4程度	0.5%～2%	0.8%～4%	2%～7%	10000年-15000年程度																																																																																														
	名栗断層					約20000年-13000年前																																																																																														
関東平野北西縁断層帯（主部）	深谷断層	8.0程度	ほぼ0%～0.008%	ほぼ0%～0.01%	ほぼ0%～0.03%	13000年-30000年程度																																																																																														
	江南断層					約6200年-2500年前																																																																																														
関東平野北西縁断層帯（平井-榑挽断層帯）	平井断層	7.1程度	不明	不明	不明	不明																																																																																														
	神川断層					不明																																																																																														
元荒川断層帯（綾瀬川断層）	上尾市付近を境に北部と南部に分けられ、北部のみが活断層と判断される。																																																																																																			
荒川断層	活断層ではないと判断される。																																																																																																			
断層帯名	断層帯を構成する断層	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			平均活動間隔																																																																																														
			30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期																																																																																														
立川断層帯	立川断層 名栗断層	7.4程度	0.5%～2%	0.8%～4%	2%～7%	10,000年-15,000年程度 約20,000年-13,000年前																																																																																														
深谷断層帯	主：深谷断層 副：磯部断層、平井断層、神川断層、榑挽断層、江南断層	7.9程度	ほぼ0%～0.1%	ほぼ0%～0.2%	ほぼ0%～0.5%	10,000-25,000年程度 約6,200年-約5,800年																																																																																														
綾瀬川断層（鴻巣-伊奈区間）	綾瀬川断層	7.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	45,000年-71,000年程度 約15,000年前 - 約9,000年																																																																																														
綾瀬川断層（伊奈-川口区間）	綾瀬川断層	7.0程度	不明	不明	不明	不明 不明																																																																																														
荒川断層	活断層ではないと判断される。																																																																																																			
p. 17 p. 18	<p><b>第2節 本市における災害</b>  <b>第2 風水害・土砂災害履歴</b>                      （略）</p>	<p><b>第2節 本市における災害</b>  <b>第2 風水害・土砂災害履歴</b>                      （略）</p> <p><u>平成28年8月には、台風9号による積算雨量が179mmあり、床下浸水19戸、道路通行止10箇所、河川溢水7箇所、倒木10箇所の被害があった。</u>  <u>令和元年10月には、台風19号による風水害があった。積算雨量312mm、最大風速15.8m/s、最大瞬間風速29.7m/sであり、人的被害はなかったものの避難者は600名以上にのぼった。住家の大規模半壊4件、半壊2件、その他に一部損壊があり、り災証明書発行件数は8件、り災届出証明件数が25件（令和3年12月27日現在）となった。また、高麗川に架かる木橋3橋が倒壊するなど、市民生活に大きな被害を及ぼした。</u></p>																																																																																																		
p. 20	<p><b>第3章 防災関係機関の業務大綱</b>  <b>第1節 防災関係機関の業務大綱</b>  <b>第1 市</b>                      市は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに市民の生命、身体財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。（災対法第5条第1項）</p>	<p><b>第3章 防災関係機関の業務大綱</b>  <b>第1節 防災関係機関の業務大綱</b>  <b>第1 市</b>                      市は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに市民の生命、身体財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。（災対法第5条第1項）</p>																																																																																																		

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>                     (1) 災害予防                      ア 防災に関する組織の整備に関する事                      イ 防災に関する訓練の実施に関する事                      ウ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事                      エ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事                      オ その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事                      (2) 災害応急対策                      ア 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事                      イ 警報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事                      ウ 消防、水防その他の応急措置に関する事                      エ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事                      オ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事                      カ 施設及び設備の応急復旧に関する事                      キ 清掃、防疫その他保健衛生措置に関する事                      ク 緊急輸送の確保に関する事                      ケ その他、災害の防御又は拡大防止のための措置に関する事                      (3) 災害復旧・復興                      被災施設の復旧に併せて、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関する事                 </td> </tr> </tbody> </table>	名称	内容	市	(1) 災害予防 ア 防災に関する組織の整備に関する事 イ 防災に関する訓練の実施に関する事 ウ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事 エ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事 オ その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事 (2) 災害応急対策 ア 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事 イ 警報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事 ウ 消防、水防その他の応急措置に関する事 エ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事 オ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事 カ 施設及び設備の応急復旧に関する事 キ 清掃、防疫その他保健衛生措置に関する事 ク 緊急輸送の確保に関する事 ケ その他、災害の防御又は拡大防止のための措置に関する事 (3) 災害復旧・復興 被災施設の復旧に併せて、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>                     (1) 災害予防                      ア 防災に関する組織の整備に関する事                      イ 防災に関する訓練の実施に関する事                      ウ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事                      エ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事                      オ その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事                      (2) 災害応急対策                      ア 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事                      イ 警報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事                      ウ 消防、水防その他の応急措置に関する事                      エ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事                      オ 災害を受けた児童生徒の応急教育に関する事                      カ 施設及び設備の応急復旧に関する事                      キ 清掃、防疫その他保健衛生措置に関する事                      ク 緊急輸送の確保に関する事                      ケ その他、災害の防御又は拡大防止のための措置に関する事                      (3) 災害復旧・復興                      被災施設の復旧に併せて、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関する事                 </td> </tr> </tbody> </table>	名称	内容	市	(1) 災害予防 ア 防災に関する組織の整備に関する事 イ 防災に関する訓練の実施に関する事 ウ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事 エ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事 オ その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事 (2) 災害応急対策 ア 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事 イ 警報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事 ウ 消防、水防その他の応急措置に関する事 エ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事 オ 災害を受けた児童生徒の応急教育に関する事 カ 施設及び設備の応急復旧に関する事 キ 清掃、防疫その他保健衛生措置に関する事 ク 緊急輸送の確保に関する事 ケ その他、災害の防御又は拡大防止のための措置に関する事 (3) 災害復旧・復興 被災施設の復旧に併せて、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関する事
名称	内容									
市	(1) 災害予防 ア 防災に関する組織の整備に関する事 イ 防災に関する訓練の実施に関する事 ウ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事 エ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事 オ その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事 (2) 災害応急対策 ア 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事 イ 警報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事 ウ 消防、水防その他の応急措置に関する事 エ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事 オ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事 カ 施設及び設備の応急復旧に関する事 キ 清掃、防疫その他保健衛生措置に関する事 ク 緊急輸送の確保に関する事 ケ その他、災害の防御又は拡大防止のための措置に関する事 (3) 災害復旧・復興 被災施設の復旧に併せて、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関する事									
名称	内容									
市	(1) 災害予防 ア 防災に関する組織の整備に関する事 イ 防災に関する訓練の実施に関する事 ウ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事 エ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事 オ その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事 (2) 災害応急対策 ア 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事 イ 警報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事 ウ 消防、水防その他の応急措置に関する事 エ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事 オ 災害を受けた児童生徒の応急教育に関する事 カ 施設及び設備の応急復旧に関する事 キ 清掃、防疫その他保健衛生措置に関する事 ク 緊急輸送の確保に関する事 ケ その他、災害の防御又は拡大防止のための措置に関する事 (3) 災害復旧・復興 被災施設の復旧に併せて、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関する事									
<p>第2 消防局</p>	<p>消防局は、市との協議に基づき災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、次の事項を実施する。</p>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉西部消防局</td> <td>                     (1) 消防施設、消防局体制の整備に関する事                      (2) 救助及び救援施設、体制の整備に関する事                      (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事                      (4) 消防知識の啓発及び普及に関する事                      (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事                      (6) 火災発生時の消火活動に関する事                      (7) 水防活動の協力に関する事                      (8) 被災者の救助、救援に関する事                      (9) その他災害活動に関する事                 </td> </tr> </tbody> </table>	名称	内容	埼玉西部消防局	(1) 消防施設、消防局体制の整備に関する事 (2) 救助及び救援施設、体制の整備に関する事 (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事 (4) 消防知識の啓発及び普及に関する事 (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事 (6) 火災発生時の消火活動に関する事 (7) 水防活動の協力に関する事 (8) 被災者の救助、救援に関する事 (9) その他災害活動に関する事					
名称	内容									
埼玉西部消防局	(1) 消防施設、消防局体制の整備に関する事 (2) 救助及び救援施設、体制の整備に関する事 (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事 (4) 消防知識の啓発及び普及に関する事 (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事 (6) 火災発生時の消火活動に関する事 (7) 水防活動の協力に関する事 (8) 被災者の救助、救援に関する事 (9) その他災害活動に関する事									
<p>p. 21</p>	<p>1 災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部の組織は次のとおりである。</p> <p>【日高市災害対策本部の組織表】</p> <pre> graph LR     A[本部長 副本部長 本部長付] --- B[部]     B --- C[総務部]     B --- D[総合政策部]     C --- E[統括班]     C --- F[総務班]     C --- G[輸送班]     C --- H[調査班]     D --- I[情報班]     D --- J[広報班]     </pre>	<p>1 災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部の組織は次のとおりである。</p> <p>【日高市災害対策本部の組織表】</p> <pre> graph LR     A[本部長 副本部長 本部長付 本部員] --- B[部]     B --- C[総務部]     B --- D[総合政策部]     C --- E[統括班]     C --- F[総務班]     C --- G[調査班]     D --- H[情報班]     D --- I[広報班]     D --- J[輸送班]     </pre>								

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
本部員 本部付 本部員会議		
p. 22	<p><b>2 各部・班の分掌事務</b>                      各部・班の分掌事務は次のとおりである。                      なお、震災発生直後から24時間経過時点までの各班の活動内容については、資料編に示す。</p> <p><b>【各部・班の分掌事務】</b></p>	<p><b>2 各部・班の分掌事務</b>                      各部・班の分掌事務は次のとおりである。                      なお、震災発生直後から24時間経過時点までの各班の活動内容については、資料編に示す。</p> <p><b>【各部・班の分掌事務】</b></p>



該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）					修正案				
p. 23			衛生班 環境課長	環境課	1 感染症予防及び防疫に関する事 2 廃棄物の応急措置に関する事 3 避難所等における仮設トイレの確保に関する事 4 避難所等におけるし尿処理に関する事 5 遺体の埋火葬に関する事 6 動物愛護に関する事			衛生班 環境課長	環境課	1 感染症予防及び防疫に関する事 2 廃棄物の応急措置に関する事 3 避難所等における仮設トイレの確保に関する事 4 避難所等におけるし尿処理に関する事 5 遺体の埋火葬に関する事 6 動物愛護に関する事
	福祉子ども部	福祉子ども部長	避難班 <u>福祉政策課</u> 課長	福祉政策課	1 避難所の開設及び運営に関する事 2 避難所における食糧・物資の配給に関する事 3 赤十字・社会福祉協議会との連絡調整に関する事 4 災害ボランティアの受入れに関する事 5 災害救助法の適用に関する事	福祉子ども部	福祉子ども部長	避難班 <u>生活福祉課</u> 課長	<u>生活福祉課</u>	1 避難所の開設及び運営に関する事 2 避難所における食糧・物資の配給に関する事 3 赤十字・社会福祉協議会との連絡調整に関する事 4 災害ボランティアの受入れに関する事 5 災害救助法の適用に関する事
				社会福祉課	1 避難所の開設及び運営に関する事 2 要配慮者（障がい者）に関する事 3 避難所における食糧・物資の配給に関する事				<u>障がい福祉課</u>	1 避難所の開設及び運営に関する事 2 要配慮者（障がい者）に関する事 3 避難所における食糧・物資の配給に関する事
				子育て応援課	1 避難所の開設及び運営に関する事 2 要配慮者（子ども）に関する事 3 避難所における食糧・物資の配給に関する事				子育て応援課	1 避難所の開設及び運営に関する事 2 要配慮者（子ども）に関する事 3 避難所における食糧・物資の配給に関する事
	健康推進部	健康推進部長		長寿いきがい課	1 避難所の開設及び運営に関する事 2 要配慮者（高齢者）に関する事 3 避難所における食糧・物資の配給に関する事	健康推進部	健康推進部長		長寿いきがい課	1 避難所の開設及び運営に関する事 2 要配慮者（高齢者）に関する事 3 避難所における食糧・物資の配給に関する事
				<u>健康支援課</u>	1 避難所の開設及び運営に関する事 2 要配慮者（上記以外）に関する事 3 避難所における食糧・物資の配給に関する事				<u>保険年金課</u>	1 避難所の開設及び運営に関する事 2 要配慮者（上記以外）に関する事 3 避難所における食糧・物資の配給に関する事
			医療班 保健相談センター所長	保健相談センター	1 救護所の設置に関する事 2 医師会との連絡調整に関する事 3 医薬品の受入れに関する事			医療班 保健相談センター所長	保健相談センター	1 救護所の設置に関する事 2 医師会との連絡調整に関する事 3 医薬品、 <u>助産</u> の受入れに関する事
	都市整備部	都市整備部長	応急復旧班 建設課長	建設課	1 土木施設の被害状況調査に関する事 2 土木施設の危険防止及び応急復旧に関する事 3 <u>建設関係業者との連絡・調整に関する事</u> 4 <u>作業員の確保に関する事</u> 5 <u>住居及びその周辺の障害物除去に関する事</u>	都市整備部	都市整備部長	応急復旧班 建設課長	建設課	1 土木施設の被害状況調査に関する事 2 土木施設の危険防止及び応急復旧に関する事 3 <u>緊急輸送道路等の啓開に関する事</u> 4 <u>建設関係業者との連絡・調整に関する事</u> 5 <u>作業員の確保に関する事</u> 6 <u>住居及びその周辺の障害物除去に関する事</u>
				<u>区画整理課</u>	1 土木施設の被害状況調査に関する事 2 土木施設の危険防止及び応急復旧に関する事 3 建設関係業者との連絡・調整に関する事 4 作業員の確保に関する事 5 住居及びその周辺の障害物除去に関する事				<u>市街地整備課</u>	1 土木施設の被害状況調査に関する事 2 土木施設の危険防止及び応急復旧に関する事 3 建設関係業者との連絡・調整に関する事 4 作業員の確保に関する事 5 住居及びその周辺の障害物除去に関する事 6 <u>都市公園における被災者の収容及び救護に関する事</u> 7 <u>災害廃棄物の公園での保管に関する事</u> 8 <u>都市公園の被害状況調査に関する事</u> 9 <u>都市公園の危険防止及び応急復旧に関する事</u> 10 <u>自衛隊・緊急消防援助隊活動拠点及びヘリポート基地としての開設に関する事</u>
	p. 24									

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）					修正案				
p. 24			建築班 都市計画課 長	都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>都市公園における被災者の収容及び救護に関する</u>こと</li> <li>2 <u>災害廃棄物の公園での保管に関する</u>こと</li> <li>3 <u>都市公園の被害状況調査に関する</u>こと</li> <li>4 <u>都市公園の危険防止及び応急復旧に関する</u>こと</li> <li>5 <u>自衛隊・緊急消防援助隊活動拠点及びヘリポート 基地としての開設に関する</u>こと</li> <li>6 耐震化促進計画に関する</li> <li>7 応急危険度判定に関する</li> <li>8 被災宅地危険度判定に関する</li> <li>9 応急仮設住宅（民間住宅の活用を含む）の建設及び入居に関する</li> <li>10 住宅の応急修繕に関する</li> </ol>			建築班 都市計画課 長	都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 耐震化促進計画に関する</li> <li>2 <u>密集市街地の改善及び拡大の防止に関する</u>こと</li> <li>3 <u>被災建築物応急危険度判定に関する</u>こと</li> <li>4 被災宅地危険度判定に関する</li> <li>5 応急住宅（民間住宅の活用を含む）の建設及び入居に関する</li> <li>6 住宅の応急修繕に関する</li> <li>7 <u>市営住宅等の被害調査に関する</u>こと</li> </ol>
	上・下水道部	上・下水道部長	上水道班 水道課長	水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上水道施設の被害状況調査に関する</li> <li>2 上水道施設の応急復旧に関する</li> <li>3 被災者への給水に関する</li> <li>4 飲料水の調達に関する</li> </ol>	上・下水道部	上・下水道部長	上水道班 水道課長	水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上水道施設の被害状況調査に関する</li> <li>2 上水道施設の応急復旧に関する</li> <li>3 被災者への給水に関する</li> <li>4 飲料水の調達に関する</li> </ol>
			下水道班 下水道課長	下水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の被害状況調査に関する</li> <li>2 下水道施設の応急復旧に関する</li> </ol>			下水道班 下水道課長	下水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の被害状況調査に関する</li> <li>2 下水道施設の応急復旧に関する</li> </ol>
	協力部	議会事務局長 会計管理者	協力班 議会事務局次長	議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市議会臨時会に関する</li> <li>2 市議会議員の連絡に関する</li> <li>3 視察の受入れに関する</li> <li>4 各部への協力に関する</li> </ol>	協力部	議会事務局長 会計管理者	協力班 議会事務局次長	議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市議会臨時会に関する</li> <li>2 市議会議員の連絡に関する</li> <li>3 視察の受入れに関する</li> <li>4 各部への協力に関する</li> </ol>
				会計課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 義援金の受入れに関する</li> <li>2 災害経費の出納に関する</li> <li>3 各部への協力に関する</li> </ol>				会計課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 義援金の受入れに関する</li> <li>2 災害経費の出納に関する</li> <li>3 各部への協力に関する</li> </ol>
	教育部	教育部長 教育部参事	学校開放班 教育総務課長	教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所としての学校開放に関する</li> <li>2 教育施設の被害状況調査に関する</li> <li>3 教育施設の危険防止及び応急復旧に関する</li> </ol>	教育部	教育部長 教育部参事	学校開放班 教育総務課長	教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所としての学校開放に関する</li> <li>2 教育施設の被害状況調査に関する</li> <li>3 教育施設の危険防止及び応急復旧に関する</li> </ol>
			給食班 教育総務課長	学校給食センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食糧の調達に関する</li> <li>2 被災者に対する炊出しに関する</li> </ol>			給食班 教育総務課長	学校給食センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食糧の調達に関する</li> <li>2 被災者に対する炊出しに関する</li> </ol>
			文教班 学校教育課長	学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教科書等の調達に関する</li> <li>2 被災<u>児童・生徒</u>の把握及び心のケアに関する</li> <li>3 被災校の保健及び衛生指導に関する</li> <li>4 教職員との連絡に関する</li> </ol>			文教班 学校教育課長	学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教科書等の調達に関する</li> <li>2 被災<u>児童生徒</u>の把握及び心のケアに関する</li> <li>3 被災校の保健及び衛生指導に関する</li> <li>4 教職員との連絡に関する</li> <li>5 <u>応急教育の実施に関する</u>こと</li> </ol>
			地域防災活動拠点班 生涯学習課長	生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の開設及び運営に関する</li> <li>2 地域防災活動拠点の運営に関する</li> <li>3 指定文化財の保護に関する</li> </ol>			地域防災活動拠点班 生涯学習課長	生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の開設及び運営に関する</li> <li>2 地域防災活動拠点の運営に関する</li> <li>3 指定文化財の保護に関する</li> </ol>
	消防団	消防団長	団本部 副団長	団本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各分団の連絡調整に関する</li> <li>2 団員の招集及び命令伝達に関する</li> </ol>	消防団	消防団長	団本部 副団長	団本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各分団の連絡調整に関する</li> <li>2 団員の招集及び命令伝達に関する</li> </ol>
			分団	分団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防活動に関する</li> <li>2 水防活動に関する</li> <li>3 救助活動に関する</li> </ol>			分団	分団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防活動に関する</li> <li>2 水防活動に関する</li> <li>3 救助活動に関する</li> </ol>

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案																														
p. 25	<p>埼玉西部消防局 飯能日高消防署</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>部 長</th> <th>班・班長</th> <th>課・所・局等</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消防対策部</td> <td rowspan="2">警防部 通信指令センター長</td> <td>指令班</td> <td>警防部</td> <td>1 消防本部からの命令伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td>警防部 指令第1課 指令第2課 指令第3課</td> <td>指令第1課 指令第2課 指令第3課</td> <td>2 消防職員の招集に関する事 3 災害情報の収集及び伝達に関する事 4 消防通信の統制運用に関する事 5 関係機関との連絡に関する事 6 災害現場との通信記録に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">飯能日高消防署長</td> <td>消防班・予防班</td> <td>消防管理課</td> <td>1 消防対策部内の連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>消防管理課 予防指導課</td> <td>消防管理課 予防指導課</td> <td>2 災害時の一般庶務関係事項 3 防災関係従事者公務災害補償関係事務 4 市災害対策本部との連絡調整に関する事 5 その他部内各班に属さないこと 6 災害情報の収集及び報告に関する事 7 被害調査及び記録収集に関する事 8 現場指揮本部の設置に関する事 9 災害予防措置に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>消防班 消防第1課 消防第2課 消防第3課</td> <td>消防第1課 消防第2課 消防第3課 日高分署 高萩分署</td> <td>1 消防活動に関する事 2 水防活動に関する事 3 救急、救助活動に関する事 4 各活動に関する記録に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	部 長	班・班長	課・所・局等	分掌事務	消防対策部	警防部 通信指令センター長	指令班	警防部	1 消防本部からの命令伝達に関する事	警防部 指令第1課 指令第2課 指令第3課	指令第1課 指令第2課 指令第3課	2 消防職員の招集に関する事 3 災害情報の収集及び伝達に関する事 4 消防通信の統制運用に関する事 5 関係機関との連絡に関する事 6 災害現場との通信記録に関する事		飯能日高消防署長	消防班・予防班	消防管理課	1 消防対策部内の連絡調整に関する事	消防管理課 予防指導課	消防管理課 予防指導課	2 災害時の一般庶務関係事項 3 防災関係従事者公務災害補償関係事務 4 市災害対策本部との連絡調整に関する事 5 その他部内各班に属さないこと 6 災害情報の収集及び報告に関する事 7 被害調査及び記録収集に関する事 8 現場指揮本部の設置に関する事 9 災害予防措置に関する事			消防班 消防第1課 消防第2課 消防第3課	消防第1課 消防第2課 消防第3課 日高分署 高萩分署	1 消防活動に関する事 2 水防活動に関する事 3 救急、救助活動に関する事 4 各活動に関する記録に関する事	<p>第2 消防組合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉西部消防組合</td> <td>(1) 消防施設、消防体制の整備に関する事 (2) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事 (3) 消防知識の啓発・普及に関する事 (4) 火災発生時の消火活動に関する事 (5) 人命の救助・救護に関する事 (6) 水防活動及び水難の救助に関する事 (7) 消防の応援・受援体制に関する事 (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	内 容	埼玉西部消防組合	(1) 消防施設、消防体制の整備に関する事 (2) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事 (3) 消防知識の啓発・普及に関する事 (4) 火災発生時の消火活動に関する事 (5) 人命の救助・救護に関する事 (6) 水防活動及び水難の救助に関する事 (7) 消防の応援・受援体制に関する事 (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事
部 名	部 長	班・班長	課・所・局等	分掌事務																												
消防対策部	警防部 通信指令センター長	指令班	警防部	1 消防本部からの命令伝達に関する事																												
		警防部 指令第1課 指令第2課 指令第3課	指令第1課 指令第2課 指令第3課	2 消防職員の招集に関する事 3 災害情報の収集及び伝達に関する事 4 消防通信の統制運用に関する事 5 関係機関との連絡に関する事 6 災害現場との通信記録に関する事																												
	飯能日高消防署長	消防班・予防班	消防管理課	1 消防対策部内の連絡調整に関する事																												
		消防管理課 予防指導課	消防管理課 予防指導課	2 災害時の一般庶務関係事項 3 防災関係従事者公務災害補償関係事務 4 市災害対策本部との連絡調整に関する事 5 その他部内各班に属さないこと 6 災害情報の収集及び報告に関する事 7 被害調査及び記録収集に関する事 8 現場指揮本部の設置に関する事 9 災害予防措置に関する事																												
		消防班 消防第1課 消防第2課 消防第3課	消防第1課 消防第2課 消防第3課 日高分署 高萩分署	1 消防活動に関する事 2 水防活動に関する事 3 救急、救助活動に関する事 4 各活動に関する記録に関する事																												
名 称	内 容																															
埼玉西部消防組合	(1) 消防施設、消防体制の整備に関する事 (2) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事 (3) 消防知識の啓発・普及に関する事 (4) 火災発生時の消火活動に関する事 (5) 人命の救助・救護に関する事 (6) 水防活動及び水難の救助に関する事 (7) 消防の応援・受援体制に関する事 (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事																															
p. 26	<p>第6 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>【主な組織の名称】</p> <p>1 指定公共機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本郵便株式会社 日高郵便局</li> <li>・東日本旅客鉄道株式会社 高麗川駅及び武蔵高萩駅</li> <li>・東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 <u>埼玉西支店</u></li> <li>・東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社</li> <li>・東日本高速道路株式会社 関東支社 所沢管理事務所</li> </ul>	<p>第6 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>【主な組織の名称】</p> <p>1 指定公共機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本郵便株式会社 日高郵便局</li> <li>・東日本旅客鉄道株式会社 高麗川駅及び武蔵高萩駅</li> <li>・東日本電信電話株式会社 埼玉事業部</li> <li>・東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社</li> <li>・東日本高速道路株式会社 関東支社 所沢管理事務所</li> </ul>																														
p. 27	<p>第9 東京管区气象台（熊谷地方气象台）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京管区气象台(熊谷地方气象台)</td> <td>(1) 気象、地象、水象の観測 <u>及び</u>その成果の収集、発表を行う (2) 気象、地象（地震にあっては、<u>発表した</u>断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	内 容	東京管区气象台(熊谷地方气象台)	(1) 気象、地象、水象の観測 <u>及び</u> その成果の収集、発表を行う (2) 気象、地象（地震にあっては、 <u>発表した</u> 断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める	<p>第9 東京管区气象台（熊谷地方气象台）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京管区气象台(熊谷地方气象台)</td> <td>(1) 気象、地象、<u>地動及び</u>水象の観測 <u>並びに</u>その成果の収集 <u>及び</u>発表を行う (2) 気象、地象（地震にあっては、<u>発生した</u>断層運動による地震動に限る） <u>及び</u>水象の予報 <u>及び</u>警報等の防災 <u>気象</u>情報の発表、伝達及び解説を行う (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	内 容	東京管区气象台(熊谷地方气象台)	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表を行う (2) 気象、地象（地震にあっては、 <u>発生した</u> 断層運動による地震動に限る） <u>及び</u> 水象の予報 <u>及び</u> 警報等の防災 <u>気象</u> 情報の発表、伝達及び解説を行う (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める																						
名 称	内 容																															
東京管区气象台(熊谷地方气象台)	(1) 気象、地象、水象の観測 <u>及び</u> その成果の収集、発表を行う (2) 気象、地象（地震にあっては、 <u>発表した</u> 断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める																															
名 称	内 容																															
東京管区气象台(熊谷地方气象台)	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表を行う (2) 気象、地象（地震にあっては、 <u>発生した</u> 断層運動による地震動に限る） <u>及び</u> 水象の予報 <u>及び</u> 警報等の防災 <u>気象</u> 情報の発表、伝達及び解説を行う (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める																															
p. 29	<p>第4章 地震被害想定 (略)</p>	<p>第4章 地震被害想定 (略)</p>																														

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 46 p. 48	<p><b>第5章 防災訓練</b>  <b>第2節 現況と実施計画</b>  <b>2 自主防災組織等が行う防災訓練</b>  <b>ア 自主防災組織等の訓練</b></p> <p>各自主防災組織等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、防災訓練を実施する。                  訓練項目は、初期消火訓練、避難訓練、救出訓練、応急救護訓練及びそれらを組み合わせた訓練とする。                  また、危機管理課（統括班）、<u>消防局</u>及び消防団は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。</p>	<p><b>第5章 防災訓練</b>  <b>第2節 現況と実施計画</b>  <b>2 自主防災組織等が行う防災訓練</b>  <b>ア 自主防災組織等の訓練</b></p> <p>各自主防災組織等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、防災訓練を実施する。                  訓練項目は、初期消火訓練、避難訓練、救出訓練、応急救護訓練及びそれらを組み合わせた訓練とする。                  また、危機管理課（統括班）及び消防団は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。</p>
p. 49	<p><b>第6章 調査研究</b>  <b>第1節 基本方針</b></p> <p>地震災害は、地震の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、市の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施する。</p>	<p><b>第6章 調査研究</b>  <b>第1節 基本方針</b></p> <p>地震災害は、地震の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、市の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施する。<u>調査研究に当たっては、男女別データの収集・分析に努める。</u></p>
p. 49	<p><b>第2節 実施計画</b>  <b>第3 避難者の安全確保に関する調査研究</b></p> <p>【危機管理課（統括班）、<u>福祉政策課・社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>（避難班）、建設課（応急復旧班）】</p> <p>避難場所や避難路の安全性確保など円滑な避難方法に関する調査研究を行う。</p>	<p><b>第2節 実施計画</b>  <b>第3 避難者の安全確保に関する調査研究</b></p> <p>【危機管理課（統括班）、<u>生活福祉課・障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>（避難班）、建設課（応急復旧班）】</p> <p>避難場所や避難路の安全性確保など円滑な避難方法に関する調査研究を行う。</p>